

藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例

藤枝市介護保険条例(平成12年藤枝市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,892円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市介護保険条例第4条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。